

広域行政 ニューズレター

第7号 2002.8

発行 福島県総務部市町村課 地方分権・広域行政推進担当
〒960-8670 福島市杉妻町 2-16
U R L <http://www.pref.fukushima.jp/kouiki/>
E-mail shichouson@pref.fukushima.jp
電話 024(521)7058 Fax 024(521)7904

今月のメニュー

- 特集 地方制度調査会における論点整理について
- 全国リレーシンポジウム開幕
- 広域行政に関する最近の動き(平成14年 7月末現在)
- 連載 今月の合併特例法「農業委員会の委員の任期に関する特例」
- 広域行政Q & A 「市町村合併特例法の期限は？」



地方制度調査会における論点整理

第27次地方制度調査会は平成13年11月19日に発足し、内閣総理大臣から「社会経済情勢の変化に対応した地方財政制度の構造改革について、地方自治の一層の推進を図る観点から、調査会での調査審議を求める。」という諮問を受けました。

調査会は、7月1日に第3回総会を開催し今後2年間に下記5項目について審議していくことを決めました。

第27次地方制度調査会 審議事項

- 第1 基礎的自治体のあり方について
 - (1) 基礎的自治体一般論について
 - (2) 小規模市町村について
 - (3) 小規模市町村の区域における事務処理について
 - (4) 基礎的自治体内の地域組織等について
- 第2 大都市のあり方について
 - (1) 大都市のあり方について
 - (2) 大都市と都道府県の関係について
- 第3 都道府県のあり方について
 - (1) 機能について
 - (2) 都道府県合併・道州制等について
 - (3) 再編のあり方について
- 第4 地方税財政のあり方について
 - (1) 地方財政の健全化について
 - (2) 地方分権時代にふさわしい税財政基盤の確立について
 - (3) 新しい自治体のあり方に対応した地方税財政制度のあり方について
- 第5 その他の課題について
 - 住民との協働その他

地方制度調査会とは？

地方制度の改善策を検討する首相の諮問機関です。

1951年に、第1次調査会が設置されて以来、現在までに27次にわたり調査会が設けられ、地方制度に関する重要事項について調査審議されてきました。

過去には、

- 23次 = 「中核市」「広域連合」の創設など
- 24次 = 市町村合併の推進・地方分権の推進
- 25次 = 外部監査制度の導入・市町村合併推進のための方策
- 26次 = 住民自治制度のあり方・地方税財源の充実確保

などが答申されてきました。

審議事項に係る論点整理について

第1 基礎的自治体のあり方

基礎的自治体一般論

そもそも基礎的自治体というものについて、どう考えるべきか。
基礎的自治体は、本質的に同じタイプのものであるべきか、異なるタイプのもが存在することとするべきか。また、同じタイプの基礎的自治体の中でも、仕事や責任、組織等について、さらに多様性を認めることとするべきか。
合併が進んで規模が大きくなった基礎的自治体に、都道府県が地域レベルで果たしている機能の一部を移管することとするか。

小規模市町村

今後、基礎的自治体として期待される役割を担うことが、財政事情その他の総合的な事情から困難となる小規模市町村のあり方について、どう考えるべきか。

現行の小規模市町村を見直す措置(合併方式、他の団体による処理等)を講じる場合、その対象団体をどのように決めるべきか。人口等の客観的基準に全くよるべきか、当該団体の申出等も考慮すべきか。

見直し後においてもなお小規模市町村が担う事務や組織のあり方について、全国共通の形態とするか、地域により様々な形態の選択を可能とするか。

小規模市町村の区域における事務処理

今後、基礎的自治体として期待される役割を担うことが、財政事情その他の総合的な事情から困難となる場合、その担うべき事務の一部については、都道府県に配分するか(垂直補完)、それ以外の団体に配分するか(水平補完)、また、都道府県以外の団体に配分する場合、住民の意向反映という問題をどう考えるか。

垂直補完方式と水平補完方式の選択を認めることが考えられるか。上記の措置の対象となる団体について、引き続き、基礎的自治体としての法人格をそのまま残すか、基礎的自治体ではない形で法人格を有するものとするか。

基礎的自治体内の地域組織等

合併が進んで基礎的自治体の規模がある程度大きくなったとき、基礎的自治体の区域内において、ネイバーフッドガバメントやコミュニティ等の狭域的自治組織を制度化するか。この場合、ごく限定的な権能の地域団体とするか、それともかなり多様な権能を備えた団体とするか。



第2 大都市のあり方

大都市

大都市の自治体の基礎的イメージとしては、中核市程度の規模を規定すべきか、政令市並の規模を想定するのか。

政令市等の中には、周辺部を合併して市域を拡大し、その中で業務、商業、居住等の様々な都市的機能を完結的にカバーしている団体と、区域内に多くの昼間人口が流入し、中核業務機能等に特化した団体と、さらには、三大都市圏において主に居住機能を担い、昼夜間人口比率の低い団体とが存在しうるので、大都市制度のあるべき姿を検討するにあたり、その違いをどう考えるか。

大都市と都道府県の関係

都道府県と大都市の関係について、大都市の自立性をより高める方向で考えるべきか、それとも、都制を含めた都道府県の役割を高める方向で考えるべきか。

政令市のような大都市の権能・財源等をより拡大する場合においても、都道府県から完全に独立させないまま、一般的には水平的な関係を保ちつつ、都道府県の調整権限的なものが及ぶものとするべきか。

政令市のような大都市制度のあり方に関する1つの選択肢として、都道府県から完全に独立して、市の権能と府県としての機能を併せ持った「特別市」を制度化することについてどう考えるか。この場合、基礎的自治体としての機能を十分果たすことについてどう考えるか。

上記のような、大都市と都道府県の関係の抜本的な改変を別としても、さしあたり、政令市のような大都市と都道府県の関係で、例えば、税財源配分を組み替えることなどについてどう考えるか。

現在、政令市の区域では道府県の事務が限定されているにも関わらず、道府県議会議員の多くが政令市から選出されているが、大都市地域における都道府県の議員のあり方をどう考えるべきか。(代表

なくして課税なしという視点と、現実の権能との関係をどう考えるか。)

第3 都道府県のあり方

機能

市町村合併が進むと、市町村の区域・規模・能力が拡大し、都道府県が従前果たしてきた機能(広域機能、連絡調整機能、補完機能)は変容することとなるが、そのあり方をどう考えるべきか。

都道府県合併・道州制等

機関委任事務が廃止され、また、市町村合併の進展により市町村と都道府県の間を見直す必要が生じつつあることなどから、都道府県の廃置分合及び境界変更についても、市町村と同様に、個別の法律の制定を必要としないこととするなど、制度のあり方を検討するべきではないか。

都道府県の将来像の1つの選択肢として、いわゆる「道州制(ブロック単位の広域行政体)」を検討するべきか。この場合、国の立場から地方の行政の仕組み等を構築するという観点と、地方の立場から規模能力を拡充する等の観点とがあるが、このことについてどう考えるべきか。

都道府県合併や道州制の導入には、国の権限をおろしていく受け皿の整備という側面も有するが、国の出先機関が持っている事務権限について、国と地方公共団体間の経由機能については廃止し、それ以外の機能については、合併後の都道府県または道州に移管するべきではないか。

国の事務権限を移管する場合、機関委任事務的なものが復活しないようにするべきではないか。

再編のあり方

都道府県の再編成や道州制の導入を検討する場合、全国一律の統一的な制度とするか、様々な制度が並存することを認めるか。また、そのプロセスについては、全国一斉に行うか、できるところから行うこととするか。

第4 地方税財政のあり方

地方財政の健全化

国・地方を通じて巨額の財政収支のギャップを抱えている中で、地方財政の健全化についてどのような目標の下にどのような道筋を描くか。

財政収支のギャップの解消のためには、歳出抑制、経済活性化に伴う税収増の他、国・地方を通ずる公共のサービスと国民負担のバランスの再検討が必要でないか。

地方の歳出は国の予算・施策と密接な関係を有していることから、地方歳出の削減・効率化のためには、国の施策の見直しが必要でないか。

地方分権時代にふさわしい税財政基盤の確立

国と地方の最終支出と税源配分の間には大きな乖離があるため、税源移譲等により地方税の拡充を図り、地方税中心の歳入構造の実現と地域における受益と負担の関係の明確化を図る必要があるのではないか。また、住民の税負担の水準は、行政サービスの水準との関係において、地域においてより自主的に決められることが望ましいのではないか。

地方自治体にあつては、特に、個人レベルにおいても受益・負担関係が明確な税財政体系が求められるのではないか。

地方税における応益性の空洞化に対応するため、法人事業税への外開票等課税の導入を図るべきではないか。

地方団体の歳出に対し、法令基準の設定や国庫補助負担金を通じ

で行われている国の関与を廃止・縮減し、地方団体の歳出面における自由度を高める必要があるのではないか。

税源移譲を含む国・地方間の税源配分の見直しに際しては、まず国の関与の強い特定財源である国庫補助負担金の大幅な縮減を図り、相当額の地方税への振替えを図るべきではないか。その際、地域間の財政力格差の問題を考慮して

移譲税目や課税内容について十分検討するとともに、国庫補助負担金等のあり方についても検討する必要があるのではないか。

税制上考慮してもなお残る、税源移譲に伴う地域間の財政力格差

の拡大や、国の関与を縮小してもなお必要な財源調整に対しては、地方交付税等による適切な措置を講じる必要があるのではないか。

新しい自治体のあり方に対応した地方税財政制度のあり方

基礎的自治体や大都市、都道府県のあり方に関する新しい地方制度の構築に対応して、どのような地方税財政制度が求められるか。



市町村合併をともに考える 全国リレーシンポジウム2002 開幕

政府市町村合併支援本部は、都道府県、地元新聞社等と連携し、自主的な市町村合併に関して具体的な議論を深め、気運の情勢を図るため、全47都道府県においてリレーシンポジウムを開催しています。

平成14年6月26日には、その幕開けとして、「市町村合併をともに考える全国リレーシンポジウム2002」が東京都の日本青年館において開催され、全国各地より約1200名が参加しました。

シンポジウムでは取組状況の報告や合併した市町村長の合併報告、またパネルディスカッションが行われました。

主催者のあいさつで、

小泉 内閣総理大臣（上野内閣官房副長官 代読）は

「経済財政運営と構造改革の基本方針においても改革の受け皿となる地方自治体の行財政の強化が必要であり、市町村合併へ積極的な取組みを図っていく」

若松謙維 総務副大臣は

「特例法の期限まで3年を切り、本年度が正念場の年とされ、政府においては合併支援プランの更なる拡充を図る」

とあいさつしました。

本県においては、下記のとおり開催されます。皆様のご参加お待ちしております！

市町村合併をともに考える全国リレーシンポジウム2002 in 福島 ～ふるさとの未来（あす）を見つめ直そう～

開催日：平成14年 9月 1日（日） 13:00～15:40（開場12:30）

会場：二本松市民会館

定員：800名

次第：講 演 渡邊 淑夫 いわき市助役
パネルディスカッション タイトル「ふるさとの未来（あす）のまちづくりを考える」
〔パネリスト〕
・菅野 勝子 安達町人権擁護委員
・根本 尚美 二本松市長
・菅野 典雄 飯館村長
・川手 晃 福島県副知事
・西村 清司 総務省大臣官房審議官

〔コーディネーター〕 ・今野 順夫 福島大学副学長・行政社会学部教授



広域行政に関する最近の動き（H14.7月末現在）

国等の動き

14.6.26 「市町村合併をともに考える」全国リレーシンポジウム2002 幕明け。

県内の動き

14.6.4 会津坂下町、湯川村、柳津町が3町村による合併研究会「河沼三町村合併等広域行政調査研究会」を設置。

14.6.13 会津若松市と北会津村が「会津若松市・北会津村合併問題調査会」を設置。

14.6.21 「石川地方合併是か非か協議会設置請求住民発議運動実行委員会」が石川地方5町村による合併協議会の設置を求める署名収集活動を開始。

14.7.15 会津高田町、会津本郷町、新鶴村が市町村合併を調査・研究する検討組織「会津盆地西部地域町村合併検討会」を設置。

- 14.7.1 相馬地方広域市町村圏組合が構成市町村の職員等で構成する「相馬地方市町村合併勉強会」を設置。
- 14.7.10 棚倉町、埴町、鮫川村の議会において三町村での法定の合併協議会設置議案が可決される。同15日に法定の合併協議会「棚倉町・埴町・鮫川村合併協議会」が発足。
- 14.7.21 「石川地方合併はか非か協議会設置請求住民発議運動実行委員会」が署名収集活動終了。同24日に各町村の選挙管理委員会へ署名簿審査のため提出。



連載「今月の合併特例法」

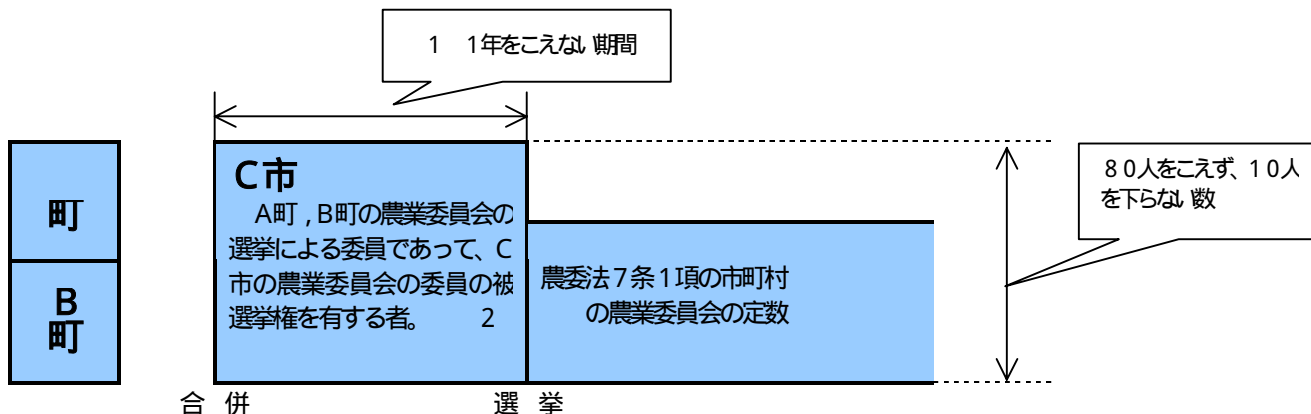
農業委員会の委員の任期等に関する特例（第8条）

市町村の合併の特例に関する法律では、合併により農業委員会の委員の身分を失うことがあるため、これについての特例を定めています。

〔新設合併の場合〕

A町とB町が合併し、新たにC市となる新設合併の場合、A町とB町の法人格が消滅するので、当然農業委員会の委員も原則その身分を失うこととなります。

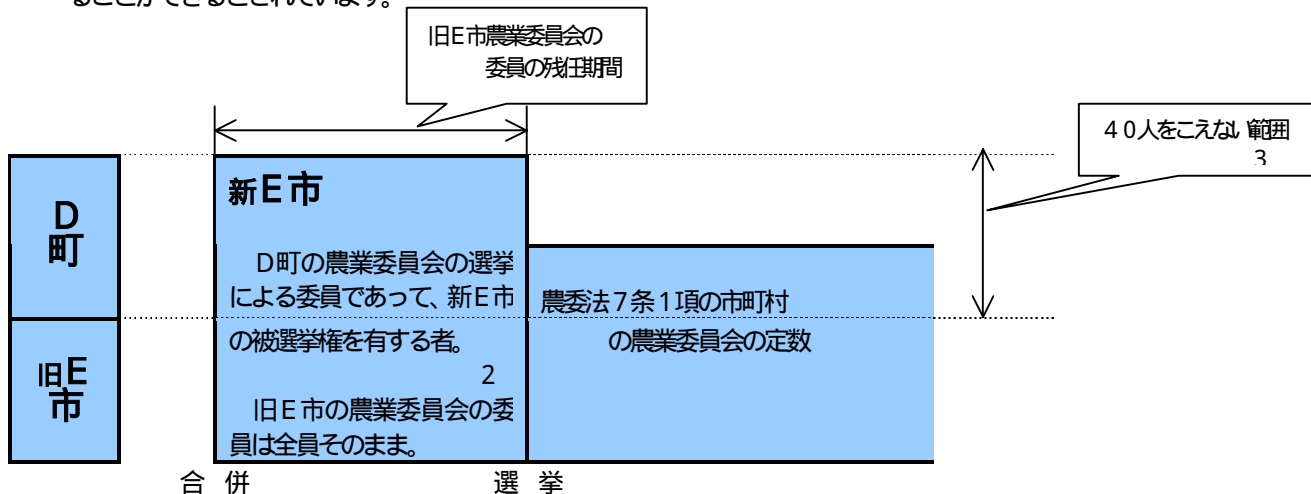
しかしながら、本条においての特例で、従来のA町、B町の農業委員会の選挙による委員であった者で、新たなC市の農業委員会の委員の被選挙権を有する者は合併関係市町村の協議により、80人をこえず10人を下らない範囲で、また合併後1年をこえない期間で在任することができるとされています。



〔編入合併の場合〕

D町がE市に編入され新E市となる編入合併の場合、編入をする旧E市の農業委員会の委員の身分は、合併によりなんら影響を受けないので合併後も当然、新E市の農業委員会の委員となりますが、一方編入されるD町の農業委員会の委員は原則その身分を失うこととなります。

しかしながら、本条においての特例では、D町の農業委員会の委員であった者で、新E市の農業委員会の委員の被選挙権を有する者のうち、合併関係市町村の協議により40人 3をこえない範囲で定めた数で、旧E市の農業委員会の委員の残任期間まで在任することができるとされています。



- 1 引き続き在任できることのできる期間は、合併後1年をこえない範囲で合併関係市町村の協議で定めた期間
- 2 新設・編入どちらにおいても、定められた数をこえるときは、当該委員の互選により合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任する者を定める。
- 3 40人をこえない範囲で定めた数の者というのは編入する合併関係市町村(E市)の選挙による委員を除いて、40人以内で、協議で定めた数をいう。

合併市町村の区域を分けて2以上の農業委員会を置く場合の特例

農業委員会は、1市町村1農業委員会とするのが原則ですが、農業委員会に関する法律（以下農委法）第3条第2項により、「その区域が著しく大きい市町村や又はその区域内の農地面積が著しく大きい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は当該市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができる」とされています。

また、市町村の廃置分合の場合には、農委法においても特例措置が下記のとおり講じられています。

農業委員会等に関する法律施行令第1条の3・・・区域の面積が2万4千haを超える市町村又はその区域内の農地面積が7千haを超える市町村。

合併前の市町村に設置されていた区域を区域とし、農業委員会を置く場合

（本条3項）

市町村合併に伴い、従前（合併関係市町村）の農業委員会の区域よることなく、しかも合併後の市町村の区域に2以上の農業委員会を置く場合や、従前の農業委員会の区域について整備を図りながら合併後の市町村の区域を分けて2以上の農業委員会を置く場合には、各区域に置かれる農業委員会の選挙による委員の数及びその任期については、先に説明した〔新設合併〕と同様の扱いを農業委員会ごとに行うこととなります。

- ・選挙による委員の数＝協議により80を超えず10を下らない範囲
- ・在任の任期＝合併後1年を超えない範囲で協議により定めた期間

合併前の市町村に設置されていた区域を区域とする農業委員会を置く場合

（農委法34条）

新設合併、編入合併を問わず、従前（合併関係市町村）の農業委員会の区域をその区域として、合併市町村の区域を分けて2以上の農業委員会を置く場合においては、従前の農業委員会の委員及び職員は、その存続する農業委員会の委員及び職員となることとなります。



広域行政Q & A 市町村合併特例法の期限は？



ふーちゃん



みきさん

この職場も4ヶ月が経ち、やっと慣れてきたところだったが、浜育ちのふーちゃんは福島市の猛暑にダウン寸前。またまた痩せる思いの日々を過ごしている。

ふーちゃんと同じ浜育ちであるが、福島市生活も2年目となると、暑さ対策も万全！夏バテ知らず！元気いっぱいの日々を過ごしている。



先輩ちょっといいですか？よく新聞等の報道で、市町村合併は今年が正念場ですよと耳にするんですが、特例法の期限は何故、平成17年3月31日と決まっているんですか？



それはね、そもそも「市町村合併の特例に関する法律」というのは昭和40年に制定されたんだけど、これは当時、高度経済成長やその他の要因で合併に関する法律があってもいいのではということから10年間の時限立法として成立

したのよ。この法律は市町村合併の支障になるものを取り除こうというもので、合併に関して中立の立場の法律だったの。で、期限の切れる10年後の昭和50年に、その10年後の昭和60年さらに10年後の、昭和70年つまり平成7年にと再三にわたり延長されたのよ。だから平成7年の10年後の平成17年3月31日が期限ということになっているの。



じゃ、今までも何度も延長されてきたのなら、

また延長されるんじゃないんですか？



それは無いと思うわ。平成7年の改正では、それまで合併に対し中立の立場から合併推進の立場にと変わったの。つまり、これまでのような単に期限だけの延長とは違うの。現在の財政的支援措置等はH7の改正後からなのよ。それに大臣も公の場で「延長はない」と発言しているしね。



だけど、市町村合併が避けて通れないなら財政的支援策も含めて延長すればいいんじゃないですか？



それはそーなんだけど。このような財政的優遇措置は今の財政状況から考えて非常に困難だと思うわ。そう考えると例え延長があったとしても財政的優遇措置はないんじゃないかな。というよりできないと思うわ。



それじゃ、平成17年4月以降では合併はできなくなっちゃうの？



いえ、合併についてはそもそも地方自治法上に規定されているの。ただ、「市町村合併の特例に

関する法律」の中の財政的支援やその他の特例措置については、この期限内の合併でなければ受けられないの。



でも、期限までまだ2年半もあるのに、なぜ今年が正念場なの？2年間で合併するか否かじっくり検討してもいいんじゃないですか。



それはね、一般的に合併協議から合併するまで2ヶ月かかると言われているの。それを考えると今年中には地域の将来のため合併が有効か否かを真剣に議論する必要があるのよ。



合併をするにせよ、しないにしろ地域の将来を真剣に考える必要があるってことですね。



そーね！その議論の中で、市町村合併という手法が地域の問題解決につながるということになるかもしれないしね。まずは話合わなければいけないということね。



そー考えると、本当に今年は正念場の年なんですな。



お知らせ！

市町村合併を題材とした番組のビデオやCD-ROMを貸し出ししています。
ご希望の方は 県庁 市町村課 地方分権・広域行政推進担当 までご連絡下さい。

024(521)7058



広域行政ニューズレターでは、皆さんからのご意見を募集しております。日頃、広域行政に関連して疑問に思っていること、また、本紙に関するご意見・ご感想もあわせてお待ちしております。
(広域行政ホームページの質問コーナー
http://www.pref.fukushima.jp/kouiki/kouiki_qa.html でも受け付けています。)



《編集後記》

今年の夏は暑かった！お盆が過ぎ比較的過ごしやすくなってきたが、まだまだ暑さが続きそう。浜育ちの私にとって福島市の夏は初体験！この暑さで夏バテダイエットができるかと思いきや、何故か増えている・・・(-_-;)

皆さんもこの暑さに負けず頑張ってください。(蒲)

